$H_{令5}$ ＝ 0.04500

$H_{令6}$ ＝ 0.04500

I　昭和 46 年度以降に建設された都道府県営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるため平成 11 年度以前の各年度において発行を許可された地方債（昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、昭和 59 年度、平成 10 年度及び平成 11 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、地域財政特例対策債並びに当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

J_n　昭和 46 年度以降に建設された都道府県営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 12 年度から平成 20 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成 12 年度から平成 20 年度までの各年度において財政健全化のために発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額

K_{12} ＝ 0.0300

K_{13} ＝ 0.0318

K_{14} ＝ 0.0212

K_{15} ＝ 0.0211

K_{16} ＝ 0.0184

K_{17} ＝ 0.0248

K_{18} ＝ 0.0237

K_{19} ＝ 0.0237

K_{20} ＝ 0.02386

K_{21} ＝ 0.02298

K_{22} ＝ 0.02254

K_{23} ＝ 0.02215

K_{24} ＝ 0.02220

K_{25} ＝ 0.02242

K_{26} ＝ 0.02271

K_{27} ＝ 0.0202

$J_{令5}$ ＝ 0.04500

K　昭和 46 年度以降に建設された都道府県営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるため平成 11 年度以前の各年度において発行を許可された地方債（昭和 46 年度、昭和 47 年度、昭和 50 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度、昭和 59 年度、平成 10 年度及び平成 11 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、地域財政特例対策債並びに当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

L_n　昭和 46 年度以降に建設された都道府県営の地下高速鉄道の建設に係る事業費の一部を出資する財源に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成 12 年度から平成 20 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び平成 12 年度から平成 20 年度までの各年度において財政健全化のために発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額に相当する額

M_{12} ＝ 0.0300

M_{13} ＝ 0.0318

M_{14} ＝ 0.0212

M_{15} ＝ 0.0211

M_{16} ＝ 0.0243

M_{17} ＝ 0.0249

M_{18} ＝ 0.0237

M_{19} ＝ 0.0237

M_{20} ＝ 0.02387

M_{21} ＝ 0.02299

M_{22} ＝ 0.02255

M_{23} ＝ 0.02217

M_{24} ＝ 0.02225

M_{25} ＝ 0.02249

M_{26} ＝ 0.0220

M_{27} ＝ 0.0202